

四半期報告書

(第66期第1四半期)

自 平成23年9月1日

至 平成23年11月30日

大阪府中央区博労町二丁目3番9号

ヤマト インターナショナル株式会社

E00600

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	6
1 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) ライツプランの内容	6
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(6) 大株主の状況	6
(7) 議決権の状況	7
2 役員の状況	7
第4 経理の状況	8
1 四半期連結財務諸表	9
(1) 四半期連結貸借対照表	9
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	11
四半期連結損益計算書	11
四半期連結包括利益計算書	12
2 その他	17
第二部 提出会社の保証会社等の情報	18

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年1月13日
【四半期会計期間】	第66期第1四半期（自平成23年9月1日至平成23年11月30日）
【会社名】	ヤマト インターナショナル株式会社
【英訳名】	YAMATO INTERNATIONAL INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 盤若 智基
【本店の所在の場所】	大阪市中央区博労町二丁目3番9号
【電話番号】	大阪（6267）7382番（ダイヤルイン）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 高橋 俊輔
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区平和島五丁目1番1号
【電話番号】	東京（5493）5629番（ダイヤルイン）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 高橋 俊輔
【縦覧に供する場所】	ヤマト インターナショナル株式会社 東京本社 （東京都大田区平和島五丁目1番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期 第1四半期連結 累計期間	第66期 第1四半期連結 累計期間	第65期
会計期間	自平成22年 9月1日 至平成22年 11月30日	自平成23年 9月1日 至平成23年 11月30日	自平成22年 9月1日 至平成23年 8月31日
売上高（千円）	5,717,995	5,949,620	22,567,379
経常利益（千円）	599,269	514,322	1,366,808
四半期（当期）純利益（千円）	284,539	218,409	693,504
四半期包括利益又は包括利益 （千円）	311,385	264,850	683,486
純資産額（千円）	20,547,712	20,843,332	20,748,981
総資産額（千円）	29,199,917	30,241,360	28,604,807
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	13.35	10.25	32.54
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	70.4	68.9	72.5

- （注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第65期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による生産活動や個人消費の落ち込みが徐々に和らぎ、全体として緩やかに回復しつつありましたが、欧米の金融不安を背景にした円高の長期化等により景気の先行きは依然不透明な状況となりました。

当業界におきましても、天候不順による冬物衣料の販売不振や、不安定な景気情勢に伴う消費者の生活防衛意識は依然として強く、厳しい商況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループでは、「時代に合った顧客が求めるカジュアルスタイルの提案」を基本方針として、「真の顧客起点」と「真の小売業化」を念頭に、既存ビジネスモデルの成長と店舗運営力の強化に注力してまいりました。また、「ローコスト経営」を意識し、収益性とキャッシュ・フローを重視し、業務及び物流システムの効率化や生産拠点の積極的な見直しを図る等、「高収益ビジネスモデルへの再挑戦」を推進してまいりました。

販売面では、「クロコダイルメンズ」「クロコダイルレディス」を統括する「クロコダイル事業部門」を新設し、当社の最大の基幹ブランドである「クロコダイル」の更なる事業拡大を目指し、またその他の基幹ブランド「エーグル」「スイッチモーション」を中心とする既存ビジネスの安定成長と「ベイジェジェ」等の育成ブランドの強化も図り、一方、重点事業であるインターネット・モバイル事業の更なる充実にも努めてまいりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における連結業績は、売上高は59億4千9百万円（前年同期比4.1%増）と増加いたしました。利益面では原材料費高騰等による製造原価の上昇や天候不順等による定価販売の売上減少等の影響により、売上総利益率は52.6%と1.8ポイント低下し、営業利益は5億1千2百万円（前年同期比14.7%減）、経常利益は5億1千4百万円（前年同期比14.2%減）、四半期純利益は2億1千8百万円（前年同期比23.2%減）となりました。

セグメントごとの売上高では、繊維製品製造販売業58億8千8百万円（前年同期比4.3%増）、不動産賃貸事業6千万円（前年同期比12.4%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

①流動資産

当第1四半期連結会計期間末における流動資産の残高は154億4千5百万円となり、前連結会計年度末と比べ15億9千6百万円増加いたしました。主な要因につきましては、商品及び製品が17億6百万円増加したことによるものであります。現金及び預金と有価証券を合わせた手元流動性資金は90億1百万円から12億6千2百万円減少し77億3千8百万円となりました。受取手形及び売掛金の残高は9億3千6百万円増加し、30億4千8百万円となりました。

②固定資産

当第1四半期連結会計期間末における固定資産の残高は147億9千5百万円となり、前連結会計年度末と比べ4千万円増加いたしました。主な要因につきましては、有形固定資産が3千2百万円減少し、投資有価証券が2億1千6百万円増加し、差入保証金が1億3千1百万円減少したこと等によるものであります。

③流動負債

当第1四半期連結会計期間末における流動負債の残高は77億5千万円となり、前連結会計年度末と比べ16億6百万円増加いたしました。主な要因につきましては、支払手形及び買掛金が16億5千万円増加したことによるものであります。

④固定負債

当第1四半期連結会計期間末における固定負債の残高は16億4千7百万円となり、前連結会計年度末と比べ6千3百万円減少いたしました。主な要因につきましては、長期借入金が4千2百万円減少したことによるものであります。

⑤純資産

当第1四半期連結会計期間末における純資産の残高は208億4千3百万円となり、前連結会計年度末と比べ9千4百万円増加いたしました。主な要因につきましては、利益剰余金が4千7百万円増加し、その他有価証券評価差額金が2千3百万円増加し、為替換算調整勘定が1千3百万円増加したことによるものであります。これらの結果、自己資本比率は前連結会計年度末の72.5%から3.6ポイント低下し、68.9%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

①当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

②会社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(a) 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(b) 不適切な支配の防止のための取組み

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な向上または確保を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が当社の本源的な企業価値と比べて妥当か否か、を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。以上のことから、当社取締役会は大規模買付行為が一定の合理的なルールにしたがって行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の向上または確保に合致すると考え、大規模買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、前述の会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた買収防衛策（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

<当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の概要>

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為を対象とします。

本プランにおける、大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、大規模買付ルールを遵守しても当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款上検討可能な対抗措置をとることがあります。このように対抗措置をとる場合、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役並びに社外有識者の中から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の

是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

本プランは、平成22年2月24日に開催された当社第63回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続しており、その有効期限は、平成24年11月開催予定の第66回定時株主総会終結の時までとなっております。本プランの詳細につきましては当社インターネットホームページ (<http://www.yamatointr.co.jp>) をご参照ください。

(c) 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

本プランは、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであり、以下の点から、当社役員の地位維持を目的としたものではなく当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

(ア) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(イ) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(ウ) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(エ) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様にご開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(オ) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成22年2月24日に開催された当社第63回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続されたものであり、株主の皆様のご意向が反映されております。また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(カ) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能でありデッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

(4) 研究開発活動

特に記載すべき事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	71,977,447
計	71,977,447

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年1月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	22,502,936	22,502,936	東京証券取引所 大阪証券取引所 (各市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	22,502,936	22,502,936	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成23年9月1日～ 平成23年11月30日	—	22,502,936	—	4,917,652	—	1,229,413

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成23年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,190,500	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 21,250,300	212,503	同上
単元未満株式	普通株式 62,136	—	同上
発行済株式総数	22,502,936	—	—
総株主の議決権	—	212,503	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が4,000株（議決権の数40個）含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ヤマト インターナショナル(株)	大阪市中央区博労町二丁目3番9号	1,190,500	—	1,190,500	5.29
計	—	1,190,500	—	1,190,500	5.29

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年8月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,781,827	3,821,853
受取手形及び売掛金	2,111,912	3,048,650
有価証券	5,219,360	3,916,684
商品及び製品	2,280,972	3,987,536
仕掛品	62,934	76,062
原材料及び貯蔵品	30,490	59,569
繰延税金資産	192,844	228,926
その他	169,566	306,784
貸倒引当金	△218	△312
流動資産合計	13,849,691	15,445,755
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,748,054	2,714,823
機械装置及び運搬具（純額）	34,396	34,610
土地	7,931,184	7,931,184
リース資産（純額）	12,199	11,160
建設仮勘定	2,097	2,475
その他（純額）	71,067	72,708
有形固定資産合計	10,799,001	10,766,963
無形固定資産	143,765	138,457
投資その他の資産		
投資有価証券	1,799,030	2,015,231
差入保証金	1,465,752	1,333,772
繰延税金資産	336,354	315,661
その他	253,749	268,102
貸倒引当金	△42,537	△42,583
投資その他の資産合計	3,812,349	3,890,184
固定資産合計	14,755,115	14,795,604
資産合計	28,604,807	30,241,360

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年8月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年11月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,057,055	5,707,876
1年内返済予定の長期借入金	591,320	583,320
未払法人税等	402,679	208,905
賞与引当金	117,809	—
返品調整引当金	32,000	46,000
ポイント引当金	101,232	103,676
資産除去債務	—	7,899
その他	842,526	1,093,001
流動負債合計	6,144,623	7,750,679
固定負債		
長期借入金	800,030	757,200
退職給付引当金	517,776	514,369
資産除去債務	138,894	133,493
その他	254,501	242,285
固定負債合計	1,711,202	1,647,348
負債合計	7,855,825	9,398,028
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,917,652	4,917,652
資本剰余金	5,644,906	5,644,906
利益剰余金	10,929,012	10,976,922
自己株式	△652,510	△652,510
株主資本合計	20,839,060	20,886,971
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△59,040	△35,852
繰延ヘッジ損益	△21,081	△11,252
為替換算調整勘定	△9,957	3,466
その他の包括利益累計額合計	△90,079	△43,638
純資産合計	20,748,981	20,843,332
負債純資産合計	28,604,807	30,241,360

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)
売上高	5,717,995	5,949,620
売上原価	2,588,878	2,804,301
売上総利益	3,129,117	3,145,319
返品調整引当金戻入額	39,000	32,000
返品調整引当金繰入額	58,000	46,000
差引売上総利益	3,110,117	3,131,319
販売費及び一般管理費	2,509,673	2,618,991
営業利益	600,443	512,327
営業外収益		
受取利息	5,071	5,771
受取配当金	1,635	1,610
その他	7,134	7,798
営業外収益合計	13,842	15,180
営業外費用		
支払利息	6,923	6,435
賃借契約解約損	—	4,770
為替差損	7,880	1,766
その他	211	213
営業外費用合計	15,016	13,186
経常利益	599,269	514,322
特別利益		
固定資産売却益	825	—
特別利益合計	825	—
特別損失		
固定資産除却損	2,416	1,597
投資有価証券評価損	—	127,223
減損損失	※ 1,022	※ 8,114
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	82,452	—
特別損失合計	85,892	136,935
税金等調整前四半期純利益	514,201	377,387
法人税、住民税及び事業税	309,524	200,528
法人税等調整額	△79,862	△41,550
法人税等合計	229,662	158,977
少数株主損益調整前四半期純利益	284,539	218,409
少数株主利益	—	—
四半期純利益	284,539	218,409

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	284,539	218,409
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	35,009	23,188
繰延ヘッジ損益	16,497	9,829
為替換算調整勘定	△24,660	13,423
その他の包括利益合計	26,845	46,440
四半期包括利益	311,385	264,850
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	311,385	264,850
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間（自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日）

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間
（自 平成23年9月1日
至 平成23年11月30日）

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年8月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年11月30日)
—————	—————

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)												
<p>※ 減損損失</p> <p>当第1四半期連結累計期間において、次の資産について、減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 70%;">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県 明石市</td> <td>店舗資産</td> <td>建物及び構築物・有形固定資産のその他(工具、器具及び備品)</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分により資産のグルーピングを行っており、店舗資産及び賃貸用資産について個別物件をグルーピングの最小単位としております。ただし、本社資産等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込である店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に1,022千円(建物及び構築物990千円・有形固定資産のその他32千円)計上しております。</p> <p>なお、減損損失の測定における回収可能価額は使用価値によっておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、当該店舗資産の帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。</p>	場所	用途	種類	兵庫県 明石市	店舗資産	建物及び構築物・有形固定資産のその他(工具、器具及び備品)	<p>※ 減損損失</p> <p>当第1四半期連結累計期間において、次の資産について、減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 70%;">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県 つくば市</td> <td>店舗資産</td> <td>建物及び構築物</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分により資産のグルーピングを行っており、店舗資産及び賃貸用資産について個別物件をグルーピングの最小単位としております。ただし、本社資産等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込であるもの、または閉鎖が決定している店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に8,114千円(建物及び構築物8,114千円)計上しております。</p> <p>なお、減損損失の測定における回収可能価額は使用価値によっておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、当該店舗資産の帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。</p>	場所	用途	種類	茨城県 つくば市	店舗資産	建物及び構築物
場所	用途	種類											
兵庫県 明石市	店舗資産	建物及び構築物・有形固定資産のその他(工具、器具及び備品)											
場所	用途	種類											
茨城県 つくば市	店舗資産	建物及び構築物											

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)
減価償却費 83,089千円	減価償却費 84,717千円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月25日 定時株主総会	普通株式	234,448	11	平成22年8月31日	平成22年11月26日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年11月25日 定時株主総会	普通株式	170,499	8	平成23年8月31日	平成23年11月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			調整額 (千円) (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (千円) (注)2
	繊維製品製造 販売業 (千円)	不動産賃貸事 業 (千円)	計 (千円)		
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	5,648,541	69,454	5,717,995	—	5,717,995
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—
計	5,648,541	69,454	5,717,995	—	5,717,995
セグメント利益	746,874	31,979	778,853	△178,410	600,443

(注)1 セグメント利益の調整額△178,410千円は、各報告セグメントに配分していない当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			調整額 (千円) (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (千円) (注)2
	繊維製品製造 販売業 (千円)	不動産賃貸事 業 (千円)	計 (千円)		
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	5,888,756	60,863	5,949,620	—	5,949,620
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—
計	5,888,756	60,863	5,949,620	—	5,949,620
セグメント利益	663,935	25,070	689,006	△176,678	512,327

(注)1 セグメント利益の調整額△176,678千円は、各報告セグメントに配分していない当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額	13円35銭	10円25銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (千円)	284,539	218,409
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (千円)	284,539	218,409
普通株式の期中平均株式数 (千株)	21,213	21,312

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年1月6日

ヤマト インターナショナル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 弘志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長野 秀則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤマト インターナショナル株式会社の平成23年9月1日から平成24年8月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤマト インターナショナル株式会社及び連結子会社の平成23年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。